

糖尿病性腎症重症化予防指導人材育成事業 公募型プロポーザル実施要領

本要領は、和歌山県が実施する「糖尿病性腎症重症化予防指導人材育成事業」を委託するにあたり実施する公募型プロポーザルについて必要な事項を定めるものである。

1. 委託業務概要

- (1) 業務名 「糖尿病性腎症重症化予防指導人材育成事業」
- (2) 業務内容
和歌山県内の市町村職員を対象に糖尿病性腎症重症化予防に関する保健指導を実施できる人材を育成する。
詳細は、別添仕様書のとおり。
- (3) 契約予定期間
契約締結日から令和3年3月31日まで
- (4) 委託上限額
3,080千円（消費税及び地方消費税を含む。）

2. スケジュール

- | | |
|---------------|-------------------|
| (1) 質問受付期限 | 令和2年6月11日（木）17時まで |
| (2) 質問回答 | 令和2年6月12日（金） |
| (3) 参加申込書提出期限 | 令和2年6月18日（木）17時まで |
| (4) 企画提案書提出期限 | 令和2年6月23日（火）17時まで |
| (5) 選定委員会 | 令和2年6月26日（金）（予定） |
| (6) 契約 | 選定委員会の翌日以降速やかに締結 |

3. 参加資格に関する事項

次のすべての事項を満たす者とする。

- (1) 民間企業、NPO法人、その他の法人又は法人以外の団体等であって委託事業を的確に遂行するに足りる能力を有するものであること。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団又は暴力団員の統制下にある団体でないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律

第 225 号) による手続きを行っている者でないこと。

(5) 国税又は都道府県税の滞納がない者であること。

(6) プライバシーマーク又はそれに準ずる認定を取得している者

4. 企画提案書に関する質問

(1) 質問期限

令和 2 年 6 月 11 日 (木) 17 時まで

(2) 質問方法

質問票 (様式 1) により電子メールで提出

※電子メールの件名は「糖尿病性腎症重症化予防指導人材育成事業に関する質問」とすること

(3) 提出先

和歌山県福祉保健部健康局国民健康保険課

代表メールアドレス e0506001@pref.wakayama.lg.jp

(4) 回答

質問に対する回答は、令和 2 年 6 月 12 日 (金) までに和歌山県ホームページへの掲載の方法により公表する。

なお、軽微な質問については、口頭又は電子メールにより直接質問者に回答を行う。

(5) その他

評価基準に関するもの、他の応募者からの提案書提出状況に関するものなど、公平性の確保及び公正な選考を妨げる恐れのある質問は受け付けない。

5. プロポーザルへの参加申込

(1) 参加申込期限

令和 2 年 6 月 18 日 (木) 17 時まで

(2) 参加申込方法

公募型プロポーザル参加申込書 (様式 2) を電子メールにより提出

(3) 提出先

和歌山県福祉保健部健康局国民健康保険課

代表メールアドレス e0506001@pref.wakayama.lg.jp

6. 企画提案書類等の提出

(1) 提出書類

次に掲げる書類を作成し、提出すること。

なお、県が必要と認める場合は、追加資料を求める場合がある。

ア 応募申請書（様式3）・・・1部

イ 応募資格に反しない旨の誓約書（様式4）・・・1部

ウ 企画提案書・・・正本1部、副本4部

※ 任意様式。A4版20ページ以内（表紙等を除く。）で、以下の内容を盛り込むこと

(ア) 本事業の取組方針

(イ) 本事業の全体スケジュール

(ウ) e-learningの実施方法・内容

(エ) 講義の実施方法・内容

(オ) 認証試験の実施方法・内容

(カ) 面談指導への同行時の支援方法

(キ) 事業を遂行するに当たっての実施体制・対象自治体のサポート体制

(ク) 本事業に類する事業の実施実績等（過去3か年程度）

(ケ) 事業実施に係る新型コロナウイルス感染症対策の基本方針及び実地での事業実施が困難になった場合の対応方針

(コ) その他、効果的に事業を実施するための企画案（工夫点）

エ 見積書・・・1部

※ 任意様式。ただし、以下の内容を明記すること。

(ア) 仕様書に定める内容を実施するために直接必要な工程ごとの内訳金額
なお、見積書の金額には、仕様書に定める講義の開催に要する会場費は含まないものとする。

(イ) (ア) の積算額に対する消費税及び地方消費税の金額

(ウ) あて先「和歌山県知事 仁坂 吉伸」

オ 役員等に関する調書（様式5）・・・1部

カ 法人等の概要が分かる書類（定款や会社案内等）・・・1部

キ 国税（法人税、消費税及び地方消費税）について未納がない旨の証明書（原本又は原本証明を行ったものとする。）・・・1部

ク 都道府県税に係る徴収金について未納がない旨の証明書・・・1部
（県外事業者で県内に営業所がない場合は提出不要。）

ケ 財産目録、貸借対照表、事業報告書、損益計算書及び利益処分計算書又はこれに準ずる書類・・・1部

コ 印鑑証明書（原本又は原本証明を行ったものとする。）・・・1部

サ 履歴事項全部証明書・・・1部

シ プライバシーマーク又はそれに準ずる認定を取得していることが確認できる書類・・・1部

※ただし、和歌山県役務の提供等の契約に係る競争入札参加資格を有する法人等は、同決定通知書の写しを提出することで、キ、ク、コ、サの書類を省略できる。

(2) 提出方法

提出場所に直接持参又は郵送（書留郵便又は配達証明）によることとする。

(3) 提出期間

令和2年6月3日（水）～令和2年6月23日（火）17時まで（必着）
（持参の場合は、上記期間の土日祝を除く9時～17時45分まで。ただし、最終日の6月23日（火）は、17時まで。）

(4) 提出場所

〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県福祉保健部健康局国民健康保険課

7. 応募に際しての注意事項

(1) 失格事由

以下のいずれかの事項に該当する場合は失格とする。

- (ア) 直接、間接を問わず、故意に選定委員に接触を求めた場合。
- (イ) 他の提案者と企画提案の内容又は提案の意志について相談を行った場合。
- (ウ) 事業者選定が終了するまでの間に、他の提案者に対し提案の内容を意図的に開示した場合。
- (エ) 企画提案書類に虚偽の記載をした場合。
- (オ) 応募資格に違反すると認められる場合。
- (カ) その他選定結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為を行った場合。

(2) 無効事由

以下のいずれかの事項に該当する場合は無効とする。

- (ア) 同一提案者が2件以上の提案をした場合。
- (イ) 所定の提出期限を過ぎて企画提案書類が提出された場合。
- (ウ) 本実施要領に示した委託上限額を超えた見積額を提示した場合。

(3) その他

- (ア) 企画提案書類の作成、提出等に要する費用は、提案者の負担とする。
- (イ) 本プロポーザルに参加する者は、企画提案書類の提出をもって本実施要領の記載内容を承諾したものとする。
- (ウ) 一旦提出された企画提案書類は、理由の如何に関わらず、これを差し替え、書き換え、追加又は撤回をすることができないものとする。
- (エ) 提出された企画提案書類は返却しない。

なお、提出された企画提案書類は本企画提案の審査以外には使用しません。

(オ) 責任の所在を明確にする観点から、共同提案は受け付けない。

8. 契約候補者の選定方法及び公表

(1) 選定方法

事業者の選定は、県が別に定める「和歌山県福祉保健部公募型プロポーザル方式等事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）の審査により行う。

なお、選定委員会は、提出書類及びプレゼンテーションの内容により審査・評価を行い、競争性・透明性の確保に十分に配慮しながら、企画提案の内容、事業実施能力等の最も優れた提案をした者を契約候補者として選定する。

(2) 選定委員会

ア 開催日・開催方法・場所

令和2年6月26日（金）（予定）

プレゼンテーション審査の開催方法、開催時間及び実施場所等は、別途電子メールで企画提案者に通知するものとする。

イ 1 提案者当たりのプレゼンテーション時間

プレゼンテーション 30分以内

選定委員からの質疑 15分程度

ウ 注意事項

(ア) プレゼンテーションは、提出した企画提案書のみを使用して行うこととし、プロジェクタ等の使用は認めない。

(イ) プレゼンテーションへの参加は、1提案者当たり5名以内とする。

(ウ) 他の提案者のプレゼンテーションを傍聴することはできない。

(3) 契約候補者の選定

ア 各選定委員の評価点の合計が、満点の6割以上である企画提案を行った者のうち、最高評価点を獲得した提案者1者を契約候補者とする。

イ 最高評価点の者が複数となった場合は、見積額を比較し、最も低い見積額である提案者を契約候補者とする。

ウ 提案者が1者の場合は、選定委員会における評価の結果、各選定委員の評価点数の合計が満点の6割以上に達していれば、当該提案者を契約候補者とする。

(4) 審査結果の通知及び公表

審査結果は、選定委員会終了後、契約候補者が決定してから、速やかに提案者に文書にて通知するとともに、以下の項目を和歌山県ホームページ

ジにて契約候補者の名称を公表する。

ア 契約候補者の名称及び評価点

イ 契約候補者の選定理由

(5) その他

今般の状況を踏まえ、選定委員会を Web 会議により実施することがある。
なお、Web 会議による場合は、当日までに環境設定のための対応を求めることがある。

9. 委託契約について

選定委員会で選定された契約候補者と、条件等を協議の上、仕様書の内容を確定し契約を締結する。協議が整わなかった場合、もしくは契約候補者が契約を辞退した場合には、評価得点が次点の者と協議する。

また、企画提案の内容については、契約候補者の提案に拘束されるものではなく、より事業の効果を上げるため、和歌山県との協議により適宜変更を求めることがある。

なお、契約締結後に、天災地変その他、やむを得ない事由により企画提案書の変更が必要となったときは、和歌山県と協議の上、変更後の企画提案書及び見積書を提出し、和歌山県が適当と認めた場合には、変更契約を締結するものとする。

10. 業務の適正な実施に関する事項

(1) 業務の再委託の禁止

受託者は、業務を第三者に委託し又は請け負わせることを禁止する。

(2) 個人情報保護

委託業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、仕様書別紙

(2) に定める事項を遵守すること。

(3) 守秘義務

委託業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することを禁止する。また、委託業務終了後も同様とする。

(4) 財産権の取扱

事業の実施により生じた特許権等の知的財産権は、原則として和歌山県に帰属することとする。

11. 担当及び問い合わせ先

〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県福祉保健部健康局国民健康保険課（担当者：北山）

TEL：073-441-2545

FAX：073-431-1010

E-mail：e0506001@pref.wakayama.lg.jp